



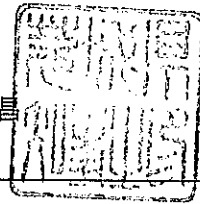
## 指定処理施設等設置許可証

住所 ひたちなか市大字津田 2554 番地の 2  
氏名 勝田環境株式会社  
代表取締役 望月 福男

茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例（平成 19 年茨城県条例第 17 号）第 12 条第 1 項の許可を受けた指定処理施設等であることを証する。

平成 27 年 4 月 15 日

茨城県知事 橋本 昌



許可の年月日	平成 27 年 4 月 15 日	許可番号	1-1-0405
施設の種類	指定処理施設（切断施設）		
処理する産業廃棄物の種類	廃プラスチック類，紙くず，木くず，繊維くず，ゴムくず，金属くず，ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず，がれき類		
設置の場所	ひたちなか市高野字大房地 1967 番 2 外 9 筆		
処理能力	3.84 t / 日（8 時間），0.48 t / 時間		
許可の条件			
条例第 12 条第 1 項又は第 14 条第 1 項の許可に係る許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1 指定処理施設等の設置に当たっては，関係法令を遵守すること。 2 計画の内容等に変更があったときは，当庁に速やかに連絡し，指示を受けること。 3 指定処理施設等がしゅん工したときは，指定処理施設等使用前検査申請書を提出し，検査を受けること。		